

平成二十九年十二月十五日受領
答弁第一〇〇号

内閣衆質一九五第一〇〇号

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員もとむら賢太郎君提出東京オリンピック・パラリンピックの開催時期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員もとむら賢太郎君提出東京オリンピック・パラリンピックの開催時期に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「開催時期を初秋に変更してはどうか」とのお尋ねについては、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催日程は国際オリンピック委員会において決定されていると承知しているが、いずれにせよ、お尋ねの「対策」については、「二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成二十七年十一月二十七日閣議決定）において「大会が暑さの厳しい時期に開催されることから、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備するため、大会の暑さ対策として、道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制対策等によるハード・ソフト両面の競技会場等の暑さ対策、熱中症等関連情報について多言語による外国人向け啓発をはじめ多様な情報発信の実施、ICTを活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備等を進める。」としており、政府としては、この基本方針に基づき、対応することとしている。具体的には、「東京二〇二〇に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省

庁等連絡会議」を開催し、大会に向けて、選手及び観客の暑さ対策として、競技会場等の暑さ対策、多様な情報発信の実施、救急医療体制の整備及び暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等についての検討を進めているところである。